

議案第 66 号

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

平成 30 年 6 月 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市駐車場条例の一部を改正する条例

八幡浜市駐車場条例（平成 17 年条例第 175 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定中太枠で囲まれた部分に示すように改める。

改正後			改正前					
別表第1			別表第1					
名称	位置	駐車できる自動車の種類	名称	位置	駐車できる自動車の種類			
八幡浜市新川駐車場	八幡浜市本町橋右岸から沖の橋右岸までの541メートルの区域地先河川敷地内	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載貨物を含め、長さ5メートル以下のものに限る。)とする。	八幡浜市新川駐車場	八幡浜市本町橋右岸から沖の橋右岸までの541メートルの区域地先河川敷地内	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載貨物を含め、長さ5メートル以下のものに限る。)とする。			
八幡浜市駅前駐車場	JR八幡浜駅前広場		八幡浜市駅前駐車場	JR八幡浜駅前広場				
八幡浜市沖新田駐車場	八幡浜市字沖新田1581番地20		八幡浜市沖新田駐車場	八幡浜市字沖新田1581番地20				
八幡浜市北浜駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地1		八幡浜市北浜駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地1				
八幡浜市朝潮橋駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地20及び字沖新田1526番地240		八幡浜市朝潮橋駐車場	八幡浜市北浜一丁目1590番地20及び字沖新田1526番地240				
八幡浜市中央駐車場	八幡浜市182番地1及び182番地3		八幡浜市中央駐車場	八幡浜市182番地1及び182番地3				
八幡浜市新町角駐車場	八幡浜市字高須1454番地1及び1446番地3		八幡浜市新町角駐車場	八幡浜市字高須1454番地1及び1446番地3				
八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場	八幡浜市字川通1472番地30、31及び34		八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場	八幡浜市字川通1472番地30、31及び34				
(略)			(略)					
別表第2			別表第2					
区分		使用料		区分		使用料		
(略)				(略)				
駐車をする場合の	(略)	駐車を開始した時刻から30分を超えたときから起算して、1回30分までごとに	1台につき 60円 回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円	1台につき 60円	1台につき 60円 回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円	1台につき 60円	回数駐車券による場合は、60円券30枚分1,500円	
	八幡浜市中央駐車場							八幡浜市駅前駐車場
	八幡浜市新町角駐車場							八幡浜市千代田町ちゃんぼん駐車場
	(略)							

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

提案理由

千代田町ちゃんぼん駐車場の新設に伴い、所要の改正を行うため。

